



## 謹 賀 新 年

理事長 水田 雅博

新しい年を迎え、謹んでご挨拶申し上げます。

昨年は、年初から「コロナ禍」の波が押し寄せ、様々な新しい経験を重ねる厳しい一年となりました。年の瀬には、「第3波」とも言われる感染拡大状況になり、その影響は今もなお継続していることに心を痛めています。

当財団では、事業の目的を達成するための行事が開催できない日々を続けながらも事務局員の交代勤務やオンライン活用等により、会議の進捗や財団奨学生の支援等を行うことが出来ました。事務局の皆さんを初め関係者の方々に心から感謝申し上げます。

こうした中であって、昨年11月には、延期されていましたが「朝田善之助記念第38回同和教育研修会」を開催することができました。もちろん参加者の皆様には感染拡大にご留意いただきながら、主催者としても新型コロナウイルス感染症拡大防止に万全の対策を講じて研修会の開催に挑みました。そのため当日は、会場をハートピア京都とし、席と席との間隔も大きく取りつつ、できるだけ多くの人に参加いただけるよう配慮させていただきました。おかげさまで大きな会場も満席の状況になり、皆様の関心の高さや熱い想いに感激いたしました。誠にありがとうございました。

講師には、当初から予定していましたが当財団の評議員でもあり京都府会議員、そして部落解放同盟京都府連合会書記長であります平井齊己先生に「インターネットによる今日的な人権侵害」と題してご講演いただきました。

平井先生のお話を聞き、日頃何気なく使っ

ているSNSが、自らの意思を超えて拡散していくというインターネット上における差別の恐ろしさを知るとともに時宜を得たテーマだっただけに参加者の皆様の熱気も伝わって参りました。と同時に、「確信犯」的に差別を拡散させる存在に対し、「怒り」「驚き」とともに「悲しみ」の気持ちも覚え、こうした現状に手をこまねいているのではなく、先生のおっしゃられた「四つの実践」、すなわち「通報する」「防止策をたてる」「情報発信する」「教育する」によって対抗する必要性を強く感じました。特に最後の「教育する」部分では、財団の活動によって大きく寄与できるものであり、大きな励ましを頂戴したとの認識に立ち、改めてその責任の重さを痛感しています。

「コロナ禍」にあって、インターネットを介した情報が人々の「対立」「分裂」をますます加速させていることに危惧せざるを得ませんが、平井先生からは、インターネット上でアイデンティティを暴露されることによって発する人権侵害は、人々の間に安易に拡散し、極めて重大な問題を引き起こすという図式があり見逃すわけにはいかないこと、そして、そうした「事実」に直面してもそれを否定する「現実」の構築が問題を解決していく上で重要であることを教えていただきました。ありがとうございました。

さて、「奨学生の集い」ですが、昨年9月は「コロナ禍」のため学習と交流を行うことができませんでした。しかし、12月12日には、後藤晨次先生の「部落問題の実践的理解～朝

田善之助委員長に「学ぶ部落問題〜」をテキストとして、奨学生が自ら選んだ箇所を読み「部落問題について考えたこと」をレポートするというテーマを設定し、そのレポートを奨学生担当理事の笹原義弘さんにコメントをしていただき、お互いに意見交換をするという形で開催することが出来ました。奨学生の皆さんには2時間に及ぶ活発な意見交換を聞き、財団の将来に明るい展望を抱くことができました。

この間、世界に目を向けますと…

アメリカ大統領選挙2020では、最終的に民主党のジョー・バイデン氏が次期大統領に選出されましたが、「勝利」を確実にした集会で民主党の副大統領候補になったカマラ・ハリス氏は、公民権運動の指導者で2020年7月に亡くなったジョン・ルイス下院議員の「民主主義は状態ではなく、行動である。」という言葉引用しながら、民主主義を守ることに努力を惜しんではならないと訴えました。

そして、ハリス氏は「私は、初めての女性副大統領になるかも知れませんが、決して最後ではありません。」と発言し、民主主義の一定の勝利を讃えつつ、一方でメッセージを聞いた未来の子どもたちに民主主義の無限の可能性をも訴えました。今回のアメリカ大統領選挙は、「民主主義」の価値が大きく問われる選挙にもなりました。

また、テニスの全米オープンで優勝した大坂なおみさんは、「ブラック・ライブズ・マター」運動に積極的に関与し、黒人に対する人種差別を解決するため、民主主義を守るために行動を起こすよう訴えました。

大坂なおみさんはそのメッセージの中で、アメリカにおける黒人に対する人種差別に抗議し、「選手である前に、一人の黒人女性だ。」という自らの立場を鮮明にし、「人種差別」に反対するだけでなく「反人種主義」として、大会を通じて意思表示をし、すべての人に自ら行動を起こす必要を強く訴えました。

こうした訴えと行動は、当財団の目的である「部落問題の解決」にも関連するものであり、まさに日本の民主主義の水準を高めていくためにも、私たち自身が努力を惜しむことなく、主体的に行動を起こすことが求められていると再認識いたしました。

さて、新年を迎え、様々なことが頭をよぎりますが、本来の財団事業の進捗状況について述べてさせていただきます。

本年は、1981年に創設されました当財団が創立40周年を迎えることとなります。創設者の朝田善之助初代理事長、朝田善三初代事務局長をはじめ、今日の財団を築き上げてきていただきました歴代の役員の皆様方の献身的なご努力に対しまして、心から敬意を表します。一口に40年といっても、部落問題の完全な解決を巡る動きには大変なものがあつたことと察します。そうした情勢の変化や困難を乗り越え、今日において京都府内に画然とその存在を示し得ていることに、財団理事長として感情が高ぶる気持ちとその責務の重大さを感じています。

そして、翌2022年には全国水平社創立100年を迎えます。加えて、創設者の朝田善之助氏の生誕120年の年であります。さらに、朝田善之助記念館の設立5周年という年でもあります。財団では、これらの記念すべき年に向けて「周年事業」と称し、様々な事業を進めてまいります。記念講演会の開催はもとより啓発活動としての講座開催、さらには記念館付属図書室の6万点に及ぶ史・資料や図書等の閲覧、検索等が可能になるような記念館整備事業、等々を進めてまいります。また、奨学生事業については、今回のコロナ禍も考慮し、奨学資金の一部返還免除や給付制の導入等更なる充実を目指し、検討してまいります。皆様方からのご意見も反映させながら、より良い「周年事業」にしたいと考えています。是非ともご意見をお寄せください。よろしく申し上げます。

新しい年の始まりにあたり、コロナ禍を乗り越え、東京オリンピック・パラリンピックが人々の安全・安心が確保された中で盛大に開催され、成功することを期待しています。

そして何よりも財団に対する益々のご支援ご協力をお願いしますとともに、今年こそは皆さんにとって素晴らしい年になりますようご祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 民法が大幅改正されたことは ご存じですか？

財団監事 国府 泰道

## 1 はじめに

法律の話と聞いて、頭っから受け付けない人も、少しお読み下さい。

民法という法律があります。この法律は、私たちにとって最も身近な法律です。

結婚や相続のこと、離婚をするときのこと、契約（大学へ入学するのも大学との「契約」です）のこと、賃貸マンションを借りたことで生じるトラブル、お金を借りて不動産を担保に入れること、お金を借りた時に利息が無効になる場合があること、このように私たちの日常生活に関することすべてについてルールを定めている法律です。

こんなに身近な法律が、大幅に改正され、2020年4月1日から施行されているのです。

このように言われたら、少し読んでみようという気持ちになったでしょうか？

民法は、明治31年（1899年）に施行されていますので、年齢は121歳ということになります。その間、国民生活のルールとして使われてきました。ですから、私たちは法律の規定を知らなくても、毎日の生活を通じて知らず知らずの間にそのルールを覚えてきています。結婚や相続に関するルールは、敗戦直後に戦前の家父長制的な家族制度を改めようということで大幅な改正がされています。今回の改正は、契約に関するルールの全面的改正です。

今日は、そんな民法がどのように改正されたのか、私たちの身近な生活から紹介したい

と思います。

## 2 保証のルールが変わった！

保証とは、主たる債務者が債務を履行しないときに、代わってその履行の責任を負うことを言います。友人が銀行からお金を借りるのでその保証人になって大変な目に遭ったという話は昔からよく聞く話ですね。友人が銀行への返済ができなくなったら、代わってその返済をしなければならないという責任を負うこととなります。それ以外にも、賃貸アパートを借りるときに保証人が求められたり、就職、入院、老人ホーム入所など、保証人を求められる場面はよくあります。

賃貸アパート入居の保証人になったところ、入居者の家賃滞納が1年以上にわたり総額で100万円以上にもなったような場合、予想に反して滞納額が大きいので困り果ててしまったということもあります。このように保証額がいくらまでふくれあがるか分からないような場合に、予め契約で保証限度額を定めることもあります。このように限度額を定めるような保証を「限定保証」といいます。また、保証するとき主たる債務の内容が確定している場合は「特定保証」といい、主たる債務は今後借り入れる資金というように保証時点では主債務の内容が特定しておらないような場合は「根保証」といいます。根保証で保証限度額（極度額といいます）を定めないものを「包括根保証」といいます。このように保証といってもいろいろなパターンが

あります。

よくトラブルになるのは、包括根保証です。こんな例もあります。会社を営む友人Aが金融機関から運転資金300万円を借りるので、頼まれて保証人になった。ところが契約が「包括根保証契約」だったので、その後知らないうちに友人が設備資金として数度にわたって総額5000万円を借り入れたといった場合、この5000万円についても保証責任を負わなければならないことになってしまった、という悲惨な例もあります。

改正民法では、保証人が会社など法人ではなく個人の場合、個人の保証人を保護するために、限度額を定めない包括根保証は無効とすることにしました。これにより上記のような予期せぬ多額の保証責任を負わされたという悲惨な例が起りにくくなりました。

上記の会社を営んでいた友人Aの例だと、Aが一見羽振り良くやっていたので、まさか現実に保証責任を負うような場面が来るとは予想していなかったというのが普通です。しかし内実は火の車だったということもあります。そこで、主債務者は、人に保証を頼もうとするときは、財産及び収支の状況、他に負担している債務の有無、その金額、履行の状況等について、保証人になろうとする者に情報提供しなければならないことになりました。

また上記の滞納家賃の例のように債務額が膨らんでいくことがあるので、保証人から求められたときは、債務者は主債務の履行状況などの情報を提供する義務があることも定められました。

その他、事業用の債務を他人が保証する場合には、公正証書によらなければ無効とされることになりました。安易に保証人になることを防止するために、保証人になる意思を慎

重に確認する意味で公正証書による保証でなければ無効とすることにしたのです。

これらの改正は、保証人保護のための改正の主たるもののいくつかを書いただけで、これら以外にも保証を巡るルールは多くの改正がなされています。

### 3 消滅時効

消滅時効というのは、債権を有していたとしても一定の期間その権利を行使しなければ消滅してしまうという制度です。

従来、消滅時効の期間は原則10年だったのですが、商人（消費者金融などの株式会社も含む。）からの借入金は5年、請負代金は3年、商品の購入代金は2年、飲み屋のツケは1年とされていたことは聞いたことがあると思います。

これらのさまざまな短期の消滅時効制度は廃止され、ほぼ一本化されました。そして、「権利を行使できることを知ったときから5年」というのが原則になりました。「消滅時効は5年」と覚えておいて下さい。時効期間のスタート時点が「権利行使できることを知ったとき」とされています（これを「主観的起算点」といいます）。物の売買による売買代金であれば直ちにスタートしますが、購入した自動車に隠れていた欠陥があり売買から3年後に見つかるということもあります。この場合は欠陥が見つかったから5年ということになります。

不動産の売買で欠陥造成があった場合など10年近くも欠陥が発現してこないことがあります。この場合不動産購入から8年目に欠陥が発見されたときは損害賠償請求権は欠陥を知った時点から時効がスタートして5年間で時効消滅します。ところが、10年以上も欠陥が発現しない場合には、「権利を行使できる

ときから10年」で時効消滅するのです（これを「客観的起算点」と言います。）。土地の欠陥は売買契約時点で存在していたのでこの時点が客観的起算点になり、そこから10年で時効消滅してしまいます。欠陥住宅や欠陥造成の場合は、欠陥が隠れていてその発現がどうしても後になってしまうので、発見したときには既に10年経っていたという不都合な事態が生じてしまいます。

契約不履行により人の生命身体に侵害を与えた場合（医療事故は医療契約の不履行、バス・タクシー・鉄道の事故は運輸契約の不履行）の賠償責任は、保護の必要性が高いことから、上の「5年、10年」が、「10年、10年」にそれぞれ延長されます。

よくある交通事故などの不法行為による損害賠償請求は、別の時効ルールが定められています。「損害及び加害者を知ったときから3年」「不法行為の時から20年」で時効消滅します。「3年で時効」と覚えておいて下さい。ただし、人の生命・身体を害する不法行為の場合は、3年を5年に延長されています。

#### 4 法定利率

お金を借りるときは当事者の契約で利息を「○%」と定めていることが通例です（これを「約定利率」といいます）。ところが契約で利率を定めていない場合でも、金銭の支払いが遅れて遅延損害金を支払うべき場合があります。たとえば、家賃の支払いが遅れたために本来の家賃額に付加して遅延損害金の支払を求められます。これが「法定利率」で、年5%の割合により計算されることになっていました。

民法改正でこの法定利率が5%から3%に変更されました。明治以来の経済の成長期には5%は合理的だったのでしょうが、この低

金利の時代に5%は高いですね。そこで3%に下げられるとともに、今後は3年ごとに見直すことになり、市中金利（短期プライムレート）の過去5年間平均を比較して、それが1%以上変動しているときは、1%単位で法定利率も変動することになりました。

上記の滞納家賃の場合のようにお金を支払う立場の時は法定利率は低い方がいいですね。そういう意味ではこれまでは高すぎたと言えます。

では、こんな場合はどうでしょう。交通事故で後遺傷害が発生したのでその賠償金を請求するといった場合です。今後数十年間にわたって生じる損害の賠償を現時点で一括で支払ってもらおうという処理がされています。このように、本来は将来受け取るべきお金を前払いしてもらおう場合に、将来にわたって発生するはずの利息分を差し引くことを、「中間利息の控除」といいます。この場合は利率が高いと、控除される金額が大きくなります。仮に単利計算でしても、今後5年間にわたって10万円ずつの賠償金を払ってもらおう場合を考えると、法定利率が5%だと、1年後にもらう10万円は現時点では9.5万円の価値です。2年後の10万円は9万円の価値です。3年後は・・・といくと、5年間の50万円は、現時点では42.4万円になりますね。法定利率が3%だと、1年後の10万円は9.7万円、2年後は9.4万円、3年後は・・・といくと、5年間の50万円は、45.5万円になります。

実際にはこれを複利計算でやりますので、もっと大きな違いになります。法定利率が下げられたことによって、交通事故の賠償実務では賠償金額が大きく増えることになります。

## 5 賃貸借契約

### (1) 賃料減額請求

従来は、建物の一部または全部の滅失の場合にのみ賃料の減額が認められていました。改正により、滅失のみならず、賃貸物の一部が使用収益できなくなったとき（その原因が賃借人の責任によるものではないこと）にも賃料減額ができることとなりました。

たとえば、ショッピングセンターの一角に店舗を構えていたが、新型コロナでショッピングセンターそのものが閉められたため店舗を開けることができなかつたような場合、当該期間の賃料を減額請求するのはこのルールによることとなります。

### (2) 退去時のトラブル

賃貸借契約書には、退去時に賃借人に原状回復義務を定めているものが多く、そのことがトラブルの原因になっていました。

平成14年に消費者契約法が施行されて、賃借人が個人（消費者）であるときは、通常損耗や経年劣化によるもの（畳や壁のクロスの色変化、薄汚れなど）の原状回復義務は負わないとされ、それに反する契約は無効とされていました。他方、事業者の場合は、契約書に原状回復義務が書かれている場合、通常損耗や経年劣化による損傷に対しても回復義務を負うのが争いになっていました。改正民法では賃借人が事業者の場合であっても、原則としては通常損耗や経年劣化による損傷の修繕義務は負わないことが明記されました。ただし、この改正民法の条項は任意規定ですので、契約書で賃借人がそれらの修繕義務を負うことが明記されているときは、契約書の記載が優先します。

## 6 請負契約

たとえば、皆さんが工務店Bに住宅リ

フォーム工事をやってもらうことになったとします。この場合の契約はリフォーム工事の「請負契約」となります。リフォーム工事をやってもらったのだけれども、ベランダの防水工事が不完全だったのでやり直す必要が生じたといったことがあります。

この場合、工務店Bに対してはもう信頼できないので、別の工務店Cにベランダの補修工事をやってもらいたい、そして工務店Cに支払った工事代金を工務店Bに請求したいということがあります。

改正前の民法では注文主は請負人に対して修補請求もできるし損害賠償請求もできると明記していましたが、これが可能でした。ところがこの条文が削除されてしまったことから、この場合の取扱について解釈上の疑義を生むことになり、解説書によっては、工務店Bに対してまずは修補請求をしなければならず、工務店Bが修補を拒絶した場合にはじめて工務店Cに修補依頼した工事代金を工務店Bに請求できると記載しているものが出てきました。

しかし、法務省の立法担当者の解説書には、不完全な履行がなされた場合には損害賠償請求ができると書いており、工務店Bに修補請求せずとも直ちに損害賠償請求できるのであって改正前民法と同様の解釈をしています。条文が削除されたので従来の取扱が変更になったかのような議論には惑わされないようにして下さい。

## 7 新法施行にともなう経過措置

### (新法と旧法の適用区分)

改正民法は、2020年4月1日から施行になったことから、それ以前に締結されていた契約による権利関係は旧法が適用され、施行日以降に締結された契約に新法が適用される

というのが原則です。「債権発生」時期が新法施行の前か後かで区分するのです。

少しマニアックな話題になって恐縮ですが（したがって、以下は読み飛ばしていただいても結構です。）、賃貸借契約や労働契約のような継続的な契約の場合、特に契約が更新されるような場合にはどちらが適用されるのだろうか、疑問に思われませんか。

たとえば2019年4月1日に2年契約でアパートを賃借するような場合です。この場合、契約締結が新法施行前ですので旧法が適用となります。では2021年4月1日に契約が更新されて以降はどうでしょうか。立法担当者が書いた解説書（『一問一答・民法（債権関係）改正』383頁）によりますと、更新には合意更新と法定更新があって、合意更新の場合は「合意」がされているのだから新法が適用され、法定更新の場合は当事者の合意がないのだから旧法が適用されたままであると説明されています。多くの賃貸借契約では契約書に期間と更新の規定が置かれており合意更新とみられる場合が多いと思いますので、更新後は新法が適用されることになります。

では、合意更新により新法が適用になったとして、2019年4月1日の契約時に保証契約をした保証人にも「保証契約の更新」により新法が適用されるのかという論点が出てきます。これについての立法担当者の解説書では、最初に締結された保証契約は、更新合意された賃貸借契約の賃借人の債務も保証する趣旨で締結されており、保証契約の更新があったという理解はしないので、旧法が適用されると説明しています（最後までおつきあいいただき、お疲れさまでした。ありがとうございました。）。

<付記>

私が所属する太平洋法律事務所は創設30周年を迎えました。この間、3回の住所移転もあって、今は大阪地方裁判所の近くのビルで業務を行っています。

今回の記事のような法律や制度の説明、弁護士の利用の仕方などのアドバイスを、事務所のホームページに掲載しています。もし、興味のある方は当事務所のホームページを覗いてみて下さい。

⇒太平洋法律事務所のホームページ  
<http://taiheiyolaw.com/>



⇒法務省のホームページ  
[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)



民法改正についてもっと知りたい方は、法務省のホームページをご覧ください。

売買契約、事故の賠償、保証、賃貸借、全般と分野ごとの5つのパンフレットもアップされています。

# 崇仁学区の現状と部落差別 ～国勢調査から～

財団理事 森本 弘義

## はじめに

2020年10月、第21回国勢調査が実施された。今回の調査は2010年以来の、10年ごとの大調査の年にあたり、19項目の調査があった。結果は、通常1年後に全体結果が公表されます。今回は現在までに公表されている、2010年、2015年の国勢調査の結果にもとづいて見ていきます。

京都市下京区の崇仁地区は、ほぼ全体が同和地区であり地区改良事業の指定を受け同和对策事業が進められてきた。「国勢調査から見える崇仁学区」は被差別部落の現状を表している。

崇仁地区では1960年代に9千人余りあった人口が、2015年調査では1405人に減少している。ここ数年は毎年50人が減少している。65歳以上の高齢者が多く「限界集落」とも言える現状にある。

崇仁地区では、地区改良事業の大幅な遅れにより、住民の多くが地区外へ転出せざるをえず、人口の急激な減少が進んだ。その中で地元では1996年に「崇仁まちづくり推進委員会」を立ち上げ京都市行政とのパートナーシップにより地区改良事業の推進、まちづくりに取り組んできた。京都市立芸術大学からあった崇仁地区への移転要望を、崇仁のまちづくりの核となる施設として受け入れた。2016年1月、門川大作京都市長は京都市立大学の崇仁地区へ移転を決定しました。芸大建設の用地確保のため、京都市の財政事情によりストップしていた下之町西部にあった改良住宅の全7棟の建て替えを進め、昨年2月、新たに建設された住宅3棟に150世帯余りの住み替えを実施してきた。

改良住宅が応能応益家賃制度の下で、最高家賃額が10万円近くになることで、比較的収入の高い若い世代が地区外に転出することで、より一層の少子高齢化に拍車をかけている。地元では子育て世代への家賃の減免などの家賃制度の見直し、これまでの手法にとられない多様な住宅の建設などを提案し崇仁地区の存続を図ろうとしている。

これらの取組と提案は、2010年7月作成された崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書に沿うものである。報告書は以下のような提言を行っている。「第1ステージとしてこれまで地元まちづくり組織と京都市との協働によるまちづくり協議を通して『人が共に暮らし、人権が尊重され、居住、福祉、賑わい、交流のまちを目指す』改良事業による環境整備が進められてきた」。将来ビジョンが示すべき第2ステージのまちづくりとして、「創造・交流・賑わいのまち～人と地域をつなぐまちづくり」を示している。

1996年の崇仁まちづくり推進委員会の立ち上げ、それ以降の取組にもかかわらず崇仁地区の人口はこの期間にも1,200人あまり減少してきている。以下、国勢調査を通して地区の現状を明らかにするが、その中から見えてくるのは、部落差別の本質に制約された被差別部落の姿である。

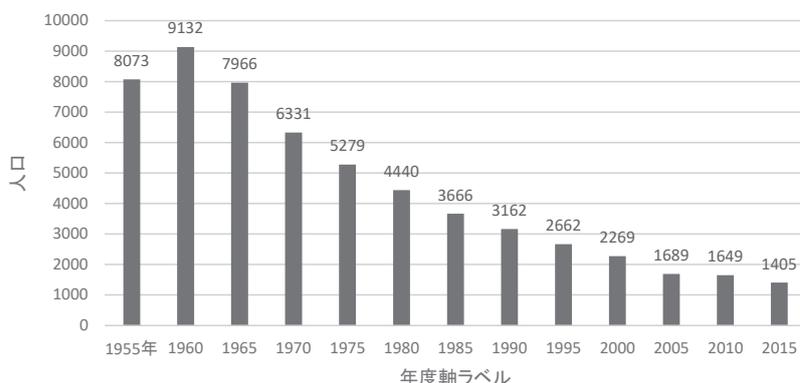
## 1, 国勢調査から見る崇仁地区の現状

### (1) 人口の変化と年齢別人口分布

#### ①急激な人口減少

1960年代、9千人を超える人口があった、世帯数も2千世帯と言われていた。全国的にも有数の規模の同和地区であった。戦前、地区内

崇仁地区の人口



1955年	8073人
1960	9132
1965	7966
1970	6331
1975	5279
1980	4440
1985	3666
1990	3162
1995	2662
2000	2269
2005	1689
2010	1649
2015	1405

には一時、全国水平社の事務所があり、戦後は部落問題研究所も同じ場所にあった。地区にあった崇仁小学校は、戦前は児童数1100人を数える学校であった。しかし、崇仁地区は京都市の中でも、同和対策事業の遅れにより、改良

住宅建設が進まず、住民の多くはやむを得ず地区外に転出せざるを得なかった。その結果、急激な人口減となった。近年、毎年50人あまりの減少となり、このまま推移すると2040年代には崇仁地区に住む人間がいなくなってしまう。

## ② 少子高齢化の進行、年代別人口分布

町名	総数	0~14歳	15~64歳	65以上	不詳
京都市	1475183	162141	886422	381132	45488
		10.99%	60.09%	25.84%	3.08%
下京区	82668	7669	52671	18184	4144
		9.28%	63.71%	22.00%	5.01%
崇仁	1403	80	684	583	56
		5.70%	48.75%	41.55%	3.99%

地区では人口の減少だけでなく少子高齢化が急速に進行した。65歳以上の高齢者が1,403人中、583人、41.55%を占めている。下京区の2倍である。逆に、14歳以下の子どもたちは80人、5.7%と半数近くである。少子高齢化が京都市、下京区と比べて著しく進んでいる。2017年の京都市の調査では、改良住宅入居世帯626世帯のうち、216世帯34.5%が高齢者の単身世帯である。崇仁地区では、高齢者の4割近くが一人住まいである。

## (2) 学歴調査に見る部落差別 (2010年調査)

町名	総数	卒業者	小学校・中学校	高校・旧中	短大・高専	大学・大学院	短大・大学・大学院	不詳	在学者	未就学者
下京	68509	63204	5840	18128	8058	149	8207	16189	5202	82
			9.24%	28.68%	12.75%	23.7%	36.45%	25.61%		
崇仁	1467	1395	441	270	60	73	133	551	67	5
			31.61%	19.35%	4.30%	5.23%	9.53%	39.50%		

国勢調査の学歴調査は10年ごとの調査であり、直近で集計されているのが2010年調査である。

それで見ると、小学校・中学校卒業者、すなわち義務教育修了者は下京区の3倍である。他方、短大・大学卒業の高学歴者は、下京区の

4分の1と極端に少ない。京都市では1964年、「学力向上を至上目標とする」同和教育方針を掲げて、全国に先駆けて同和教育に取り組み、全国から同和教育の先進地域と評価されてきた。その中で、中学校での進学促進ホールなどの取組、高校生たちには各地域で高校生勉強会を組織してきた。崇仁地区にあっても今日まで地元教員により中学生・高校生勉強会を継続している。その中で一時期、もちろんその進学先は、国公立学校はなく私立学校が大半であったが、大学進学率が70%を超えることがあった。しかし、トータルで見ると、下京区

平均と比べると教育の機会均等の権利の保障にかかわって大きな格差がある。

部落問題の解決のためには就職の機会均等の権利を保障することが大切である。その前段として、教育の機会均等の権利を保障することが欠かすことができない。同和地区の人々が限られた職業だけでなく、希望するような職業にも就くことが出来ることが同和問題解決の姿である。そのためには子どもたちが自らの労働力の質を高める教育の機会均等の権利が保障されなければならない。

### (3) 職業分類に見る偏り (2015年調査)

町名	総数 (職業大分類)	A 管理的職業	B 専門的・ 技術的職業	C 事務従事者	D 販売従事者	E サービス職業	F 保安職業 従事者	G 農林漁業 従事者	H 生産工程 従事者	I 輸送機械運 転	J 建設・採掘 従事者	K 運搬・清掃・ 包装等	L 分類不能の 職業
下京	40243	1219	6925	7796	6077	5012	528	66	3578	598	592	1741	6111
		3.0%	17.2%	19.4%	15.1%	12.5%	1.3%	0.2%	8.9%	1.5%	1.5%	4.3%	15.2%
崇仁	401	2	27	32	45	71	7	1	32	13	7	54	110
		0.5%	6.7%	8.0%	11.2%	17.7%	1.7%	0.2%	8.0%	3.2%	1.7%	13.5%	27.4%

- ①管理的職業(管理的公務員、法人・団体の役員など)、専門的・技術的職業(研究者、技術者、医師、薬剤師、裁判官、弁護士、教員など)は下京区に比べて崇仁は三分の一に過ぎない。また、事務従事者は二分の一にすぎない。
- ②逆に、運搬・清掃・包装等は3倍になっている。また、日本標準職業分類に分類されない「分類不能職業」について、崇仁は下京区の2倍となっている。分類されにくい新しい職業が増えていると言われていますが、2010年から分類項目が変更され、それまであった「労務作業」がなくなり「分類不能職業」の数字が大幅に増えている。労務作業者が「分類不能職業」にカウントされていると考えられる。総じて、崇仁地区の働き手は

社会的位置づけの低い、労働条件の悪い、不安定な職業に従事していると考えられる。

- ③1965年に出された「同和对策審議会」答申では、部落差別について以下のように定義している。「近代社会における部落差別とは市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全に保障されていないことが差別なのである。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。」

崇仁地区の職業実態は、管理的職業、専門的・技術的職業や事務従事者が少なく、運搬・清掃・包装等や分類不能な職業への従事が多い、特定の職種に偏った職業の実態は、「同対審」答申が言う「職業選択の自由、職業選択の機会均等の権利」が保障されていないことを表している。

#### (4)生活・暮らし 収入状況

改良住宅入居者の家賃は、応能応益によりその収入、所得によって家賃額が決まる。2017年現在、崇仁地区市営住宅入居者の家賃決定のもととなる「収入分位別一覧」を見ると、崇仁地区住民の低収入の実態が明らかになる。

家賃は世帯の収入月額に応じて、8段階の収入区分A～Hがある。「収入月額」が52000円以下のA階層の世帯については、その収入に応じて家賃が2～8割減額される。生活保護により住宅扶助を受ける世帯は、最も収入の低い区分A階層に区分される。

崇仁地区では入居世帯626世帯のうち512世帯、81.8%が最も収入の低いA階層である。逆に最高収入のH階層は、626世帯のうち僅か42世帯、6.7%に過ぎない。生活保護によって住宅扶助を受けている世帯、あるいは2～8割減額される世帯が併せて地区住民世帯の8割を占めているのである。この結果から見えてくるのは崇仁地区の8割あまりの世帯が低収入・低所得による苦しい生活を余儀なくされている。

\*但し、「収入月額」は、実際の1ヶ月の収入ではなく、所得税を計算するときと同じような方法で計算する、すなわち扶養控除や特別控除の適用によるもので、実際の収入より低くなる。

## 2、差別のサイクル、負の連鎖と部落差別の本質

高学歴層が少なく、義務教育終了者が多いという教育の実態、学歴に見る部落差別。管理的・専門的職業が少なく、労働条件が悪く雇用の不安定な仕事にしかつけないという職業の偏り、職業選択の自由が保障されない実態。低収入層が8割を占め、収入は低く不安定な生活を余儀なくされる。部落差別の現象は多種多様に現れている。それぞれの事象は部落差別の表れとして、教育→就職→生活と連鎖・循環する「差別のサイクル」がある。しかし、その中で部落差別にかかわって、職業選択の自由が保障されていないことがより本質的な現象である。

当財団の初代理事長、元部落解放同盟中央執行委員長であった朝田善之助氏は、部落差別の本質、その解決について次のように述べていました。

「部落問題の完全な解決とは、部落差別の本質である市民的権利としての就職の機会均等の権利が、部落民に完全に保障された時に初めて可能になることは、論ずるまでもない。すなわち、それは、部落民が、社会の発展に照応して労働力の質を高め、損傷なく、自ら希望する仕事に就き、社会生活を営むに足る賃金と所得を保障される状態に他ならない。また、『答申』の言う市民的権利のうちでも教育の機会均等、居住、移転の自由等の権利は、部落差別の本質である、就職の機会均等の権利を裏付けるものとして理解されなければならない。」(朝田善之助『『同和』対策事業特別措置法強化延長に関する要望書』1977, 12, 13)

(崇仁自治連合会副会長)

## 「インターネットによる今日的な人権侵害」をテーマに 第38回同和教育研修会 開催される

去る11月6日午後6時30分より中京区のハートピア京都にて朝田善之助記念第38回同和教育研修会が開催されました。参加者は約80名。

小山逸夫理事が司会を務め、水田雅博理事長より「初代の理事長朝田善之助先生の誕生日7月4日を記念して、毎年7月の中旬に開催して参りましたが、本年はその時期、新型コロナウイルス拡大の真っ最中でありまして、延期をせざるを得ませんでした。当財団といたしましては、人権問題解決に向けた活動をするため、またそのための広がりを持ちと持って行く、こんな使命を意識しながら、この時期であるからこそ研修会を実施しなければならないと考えました。部落差別とSNS、インターネットそして人権問題、こうしたことにしっかりと向き合って、高い見識を持っておられる当財団の評議員でもございます、府議会議員の平井齊己先生になんとかお話をし頂けないかと、準備を進めて参りました。先生からは大変お忙しい中、快くお引き受けて頂いて本日を迎えることができました。皆様方には、感染症拡大防止対策を万全に期した状態で、本日、安心して受けて頂ければというふうに存じます。どうか、きょうの同和教育研修会を一つのステップとして、皆様方がより一層こうした活動にご理解を頂く機会になればというように存じております。」と開会の挨拶がありました。

講師の平井齊己さんは部落解放同盟京都府連合会書記長でもあり、現在、運動として取り

上げている部落問題における「インターネットによる人権侵害」について話されました。

まず、現在インターネットによる差別事件の中心となっているのは、鳥取ループ・示現社の悪質な差別事件です。2016年2月、鳥取ループ・示現社の宮部龍彦という人物が、ネットの通信販売、アマゾンで「全国部落調査（復刻版）」というのを出版したのです。「復刻版」ということで、予約販売を受け付けましたが、全国から抗議、販売中止の申し入れが行われたということです。かつて就職差別などで使われた「部落地名総鑑」を思い出します。



この出版を知った部落解放同盟は、2016年3月、中央本部の西島藤彦書記長が、宮部氏と直接面談して、「出版差し止めのお願ひ」と意見交換をしました。この時の宮部氏の態度は、暖簾に腕押しみたいな形で、なんの反応もなく、ただ言われるのは、解放同盟が「出版差し止め」や「回収しなさい。やめなさい」と言っても拒否されるということだけであった。さらに、この時のやりとりをそのままその晩、宮部氏は自分のホームページに書き込み、早速アップするのです。そこで解放同盟の方針として、宮部氏と直接話をしては埒が明かない、話し合いに応じないなら裁判もいたしかたないということで、横浜地裁に出版差し止めの仮処分の申立を行い、裁判所も事態を重く見てすぐに出版差し止めの仮処分の決定が出されました。しかし、仮処分の決定後も鳥取ループ・示現社は、今度は出版名を変えて「所在地

一覧データ」としてネットに公開します。これに対して解放同盟は、同じ横浜地裁の相模原支部にネットへの掲載削除の申立をし、掲載削除の仮処分が決定されました。東京法務局も「これは大きい問題だ」ということで、ウェブサイト掲載を中止するよう鳥取ループ・示現社に説示を行いました。解放同盟は2016年4月19日、本訴の『「全国部落調査」復刻版差し止めの裁判』の提訴を行いました。2020年度中に判決が出る予定なのですが、コロナ禍で審議ができないという状況だということです。



しかし、鳥取ループ・示現社は挑発的かつ確信犯でその行動は全く止みません。裁判中、「全国部落調査」の内容が含まれる裁判資料をヤフーオークションに出品販売。「全国部落調査」の名前を変えて同じ内容の書籍も出版するなど、これがだめならこっちにする。こっちがだめならあっちにするというように差別を繰り返しています。さらに「部落探訪」というのを始めました。今、宮部氏と鳥取ループ・示現社は全国の各部落を巡って動画配信し、写真を撮ってそれをアップするという状況です。

鳥取ループ・示現社が、部落差別の情報をネットで公開した時期から、二次被害が出ているということです。例えば、京都府南丹市役所に「子どもの交際相手の出身地がネットでは『同和地区』となっているが本当か？」という親からの質問がありました。鳥取ループ・

示現社が出している書物で、自分の子どもの相手が南丹地区の同和地区だからということで、市役所に電話して聞くというのです。

ついこの間も、京都府木津川市役所に電話がかかってきて、「今度、あの辺りに住もうとしているのだけれど、木津川市には部落ってありますか」と訊く。京都でも年間何十件もあるのです。「部落問い合わせ事件」が全国的に発生しています。

さらにメルカリで「復刻版」の販売事件がありました。これは佐賀の高校生がネットで探して、データをコピーして自分で製本して、メルカリで売ったら三冊売れたということです。

今後の課題はインターネット上で差別を拡散するようなものは、なんとか規制したい、少なくとも止められるようなもの削除できるようなもの、しっかりした基準が必要ではないか、というのが平井さんの思いであります。そのためには法務省や総務省、総務省は通信事業者の指導も行っていますので、働きかけが必要であると共にネットのプロバイダーへの削除要請も必要です。

今回、平井さんが特に強調されたのが「ネットリテラシー」です。ネット上でもリテラシー、いわゆるルールを守るしっかり運用することの重要性です。ネット上の差別に対しては、①通報をする ②防止策をたてる ③情報を発信する ④教育をする、4点が重要だと訴えられました。

その後、質疑応答で参加者から部落問題についての正しい理解にたどり着ける、あるいは検証できるサイトを紹介するシステムの必要性などの意見も出されました。

最後に、竹口等理事から2022年に財団としての周年記念事業の計画、記念館の活用や奨学資金の運用状況などの報告があり研修会を終えました。

## 奨学生の近況 2020年度 後期

### 卒業に向けて

N.K

2020年、私の大学生活最終年度はコロナウイルスの世界的な流行により、多くの人が混乱している中で終わりに近づいてきている。しかし、そんな中でも自分の将来のためにすべきことが数多くあり、課題を一つひとつクリアしていくことで充実した毎日を送っている。特にこの1ヶ月は教育実習を経験したり、卒業研究に取り組んだりと学生生活の集大成として非常に多くの学びがあり、新たな挑戦へとつながるステップアップを実感できる時間を過ごすことができた。ここではその教育実習での学びと卒業研究について記していきたい。

11月の初めから中旬にかけて姫路市立の中学校で教育実習を経験した。本来は3週間の予定がコロナウイルスの影響で2週間に短縮されたが、多くのことを学ぶことができた2週間であった。その中でも最も大きな学びは、教えることの難しさを実際に経験したことである。これまでは自分自身が学習し、自分自身が理解できるだけでよかったのだが、多数のそれもそれぞれが能力の違う生徒たちに教えるとなるとより多くの知識と技能が必要であると痛感した。また、社会人として教育者としての責任感を持たないといけないと強く感じた。4月からは講師登録をして講師として教育に従事したいと考えている。そのため、生徒たちからはもちろん保護者の方や地域の

方から信頼を得ることができるようこれまで以上に気を配り、日々成長していきたいと思う。教育実習を経験して、自分ができていないことの多さを実感し、明確な課題を持つことができた。今後はその課題をクリアするために精進していきたい。

卒業研究では「道德教育の可能性」について研究を行っている。いじめでの自殺や不登校が多発している現在の教育現場において、新学習指導要領から施行された道德の教科がどのように作用し、どのような可能性を秘めているのかについて興味を持ったのがきっかけで研究に取り組むことになった。4月から教育に携わろうとしている私は卒業研究を卒業するための課題として終わらせるのではなく、将来につながる中身のある研究にしていきたい。そのためには自身が決めたことには妥協をせず、懸命に取り組んでいきたいと思っている。

大学生活も残りあと数ヶ月となったが、悔いの残らないように一日一日を生活していきたい。

(大学 社会学部 現代社会学科 4年生)

### 消費エネルギーの大幅削減

A.R

4回生の後期になって、やっと学校に入れるようになり卒業研究の為に登校する日が増えてきました。以前までは、アルバイトをしたり自宅で卒業研究に関する論文を探し読ん

だりする生活がほとんどでしたが、学校に通うようになり徐々に学校で昼食を食べたり友人と会話をする時間が増えていきました。新型コロナウイルスが流行する前ほどではないですが、少しずつ前の生活に戻ってきたような気がします。前期に学校に行くことができなかった為、卒業研究に遅れをとっていたので、12月に入るとほとんど毎日学校に行つて研究をしている日々になりました。

私の研究は、スーパーやコンビニエンスストアに置いてある冷蔵ショーケースの研究です。冷蔵ショーケースは、その店の電気代の約5割を占めているので、その冷蔵ショーケース自体の省エネが可能になれば、日本の消費エネルギーは大幅に削減され、他のエネルギーに回すことができたり、他の電化製品に使うことができ、さらには削減された電気代を商品の価格低下にあてたりすることが可能になります。私自身、この研究でまだ成果を出すことが出来てないのですが、卒業するまでにこのショーケースの省エネ化に少しでも近づけたらいいなと思います。

(大学 理工学部 機械システム工学科 4年生)

## 就職先を考える

### Z.S

2020年も残り1ヶ月となりましたが、大学では新型コロナ感染者が出ることもなく、恙なく毎日を過ごしています。前期はWEB講義が多かったですが、単位を落とすことなく無事終えることが出来ました。後期は、全講義対面で行っているため、前期に比べて理解できない箇所を相談しやすく快適です。

現在受講している講義は、血栓止血学実

習、染色体検査学実習、微生物検査学実習、生理学実習です。血栓止血検査学実習では、採血した血液を用いて凝固時間などの検査をして病気について学んでいます。染色体検査学実習では、採取した血液から培養液を作製し染色体を取り出し、バンドを確認して染色体番号を同定します。微生物検査学実習では、様々な種類の寒天培地を作製し、そこに植菌してコロニーを培養します。生えたコロニーの匂いや色、形、粘りを観察し、菌を固定するための手順に沿い、試験を行います。生理学実習では、まず座学で病気の仕組みや検査所見、対処法等を学びます。その後、実習で超音波画像診断器や心電計を用いて、機器の扱いを学びます。実習で得たデータを基に、診断、考察を行うことで学んだ内容の理解を深めます。

これまでとは違い、全休の日があるためその日を上手く使って試験勉強や国家試験対策などを進めていこうと考えています。また、病院見学についても空いてる日にアポ取りをして参加できればと思います。つい最近、来年行く臨地実習先が仮決定したため、コロナがこれ以上広がることなく実習期間が終わってほしいです。就職については、病院か検査センターか、健診センターか、企業の中でまだ迷っているため、なるべく早く決定して対策しようと考えています。

(大学 バイオサイエンス学部 3年生)

## NPO法人

### 新たな崇仁まちづくりの会が 発足しました

財団理事 森本 弘義

2023年秋、京都市下京区崇仁学区に京都市立芸術大学が開校します。それに向けて、地元崇仁自治連合会を中心に、大学や研究機関との連携のための組織として、2020年8月、特定非営利活動法人(NPO法人)「新たな崇仁まちづくりの会」が発足しました。

崇仁学区では、1960年から同和問題解決を目指して、地域の環境改善のため国からの補助を得て不良住宅、密集過密住宅の買収、改良住宅等の建設など地域の住環境の整備が実施されてきました。

JR線以北の崇仁北部地域では、1967年から改良事業に着手し、1996年から地元まちづくり組織「崇仁まちづくり推進委員会」と京都市とのパートナーシップによるまちづくりが進められ、地元として主体的に提案もし、改良住宅の建設など地域内の住環境の整備を一定前進させてきました。その一方で、崇仁北部地域では用地買収の難航等から、取得用地は分散、点在しており、新たな改良住宅等の建設が極めて困難なため、事業完了の目途が立っていない状況にありました。このため、京都駅に隣接し発展の可能性が大きい地域でありながら、フェンスで囲われた空き地が目立つなどまとまりと活気を失った状態が続いていました。

事業の停滞に伴い、改良住宅への入居希望世帯が、地域外へ移転せざるを得ない中、新規の流入人口の受け皿に限られていることから、地域内人口は減少する一方であり、高齢

化が加速度的に進行していました。2015年度国勢調査、人口1405人、高齢化率(65歳以上の人口割合)43%、2020年人口推計1284人、高齢者の割合は住民の約半数と推測され、京都市でも1,2を争う高齢者の町となっています。このままでは地域コミュニティも崩壊しかねない危機的状況にありました。

2010年に、学識経験者や地元自治連合会代表などで構成する「崇仁地区の将来ビジョン検討委員会」から、崇仁のこれからのまちづくりについての報告書がまとめられました。その中で、「創造・交流・賑わいのまち(～人と地域をつなぐ まちづくり～)をキーワードとし、魅力ある施設などの誘致、それらを核とした街づくりの方向性を示すとともに地域住民をはじめとする多様な主体の参加と協働によるまちの運営=エリアマネジメントが求められるとしました。そして、今後ともコミュニティが持続する第1ステージのまちづくりの理念であるところの、『人が大切にされ、住み続け、共に暮らすまちづくり』を発展させることを提言する。」としました。

このビジョン検討委員会の報告書を受け、第2ステージのまちづくりを進めるため、2012年3月「京都市立芸術大学を核とした崇仁エリアマネジメント」の前身となる活動を開始し、下京渉成小学校5学区(植柳、皆山、稚松、菊浜、崇仁)自治連会長による共同代表を選出しました。その後、企画運営委員会、世話人会を中心に学区住民の参加を得て、「崇仁のまちづくり」についてのワークショップやエリマネ世話人会主催の事業などにも取り組んできました。

こうした中で、京都市立芸術大学が京都市に対して、崇仁地域への移転・整備に関して、4万㎡の広大な用地の確保を希望する移転要望書を提出しました。この芸大の動きを踏ま

え、地元崇仁自治連合会、まちづくり委員会でも委員会や住民説明会の開催を経て、地域への影響について議論してきました。その結果、京都市立芸術大学の崇仁地域への移転・整備は、崇仁地区将来ビジョン検討委員会において示された方向に沿うものであり、「創造・交流・賑わいのまち」の実現につながる「創造的な人材が集まる核となる施設」にふさわしいものであり、またまちの再生にふさわしいものであるとの結論に至りました。特に、教育施設であるという点は、崇仁小学校の跡地活用としてふさわしいものであり、地域住民の間でも期待の声が大きく高まっておりました。

2013年6月21日、地元崇仁自治連合会は、京都市立芸術大学の崇仁地域移転要望書を京都市長に提出しました。併せて京都市立芸術大学の用地を確保するため、新耐震基準に及ばず、大きな地震の際は崩壊の危険性のある下之町西部団地7棟の建て替えを要望しました。

崇仁自治連合会の要望を踏まえ、12月17日には下京区内23学区自治連合会が、芸大の下京区移転が下京区の将来のまちづくりにとって重要な事柄であるとして、「京都市立芸術大学の下京区への移転に関する要望書」を提出し、芸大の崇仁地域への移転を早期に取り組むことを要望しました。

2014年1月、門川大作京都市長は、京都市立芸術大学の崇仁学区への移転を決定しました。これを受けて、下之町西部団地の建て替え工事が着工され、2020年2月、全戸移転が完了しました。2023年開校に向けて本年、2021年から京都市立芸術大学の敷地の整備工事が始まります。

2014年の移転決定以降、京都市立芸術大学は、教職員、学生による崇仁学区でのプレ事業をさまざまにおこなってきています。また、春祭りの鉦巡行、洛市楽座崇仁夏まつり、秋の文

化祭などの崇仁地域での諸行事にも、学長はじめ多くの教職員・学生が参加し地域・大学が一体となった取り組みが行われています。

こうした取組を踏まえ、京都市立芸術大学と共に新たな崇仁地域のまちの再生を図るため、まちづくりの主人公である「住民」の総意形成に基づいたまちづくりを主体的に企画し、住民と行政に施策として提言し、京都市立芸術大学と連携したまちづくり事業を推進することを目的としてNPO法人「新たな崇仁まちづくりの会」が発足しました。会は、まちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組を、周辺の多くの住民や世界人権問題研究センターなどの研究機関との協働の取組を推進し、京都における住民主体のまちづくりを牽引することを目的としています。

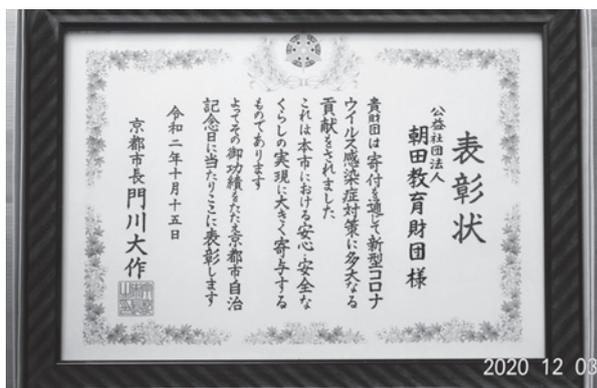
その定款で、以下のような事業を行うことをうたっています。

- ①まちづくりに関する調査・研究・企画事業
- ②高齢者や障害者の生きがい活動に関する支援事業
- ③地区の住環境の維持・向上を図るための事業
- ④人権教育・社会教育・環境教育・生涯教育を推進する講演会等の事業
- ⑤福祉・就労・人権・教育に関する相談事業
- ⑥地区の文化活動・交流活動を推進する事業
- ⑦前各号に掲げる活動に関する調査・分析内容の発表及び出版事業
- ⑧その他本法人の目的を達成するために必要な事業

設立役員には、当財団の森本弘義理事、竹口等理事、地元まちづくり委員、京都市立芸術大学事務局、世界人権問題研究センター関係者が入っています。

## 京都市から感染症対策に 寄与したことで表彰を受ける

- \* 2020年11月15日、ロームシアター京都で開催された京都市「自治記念日」記念式典にて、当財団に「新型コロナウイルス感染症対策支え合い特別表彰」の贈呈がありました。



- \* 今年度は、財団の運営や資料館の開館等において、新型コロナウイルス感染症対策のため活動の自粛を迫られましたが、11月末までに16名（京都市内6，京都府下2，近畿2，東海1，関東5名）の来館見学がありました。大学関係、建築・設計関係、教育関係等の方々でした。残念ながら今年度は、研修の受託をお断りせざるを得ませんでした。

資料整備に関しては、配架作業を終え、資料の配架場所の確認作業に入っています。今後1年程度の整備作業が進めば、資料検索にてご活用いただけるようになる予定です。ただ、資料の公開は行っていますので、お遠慮なくお問い合わせ下さい。研修のご要望にも状況に応じて対応させていただきますので、ご相談下さい。

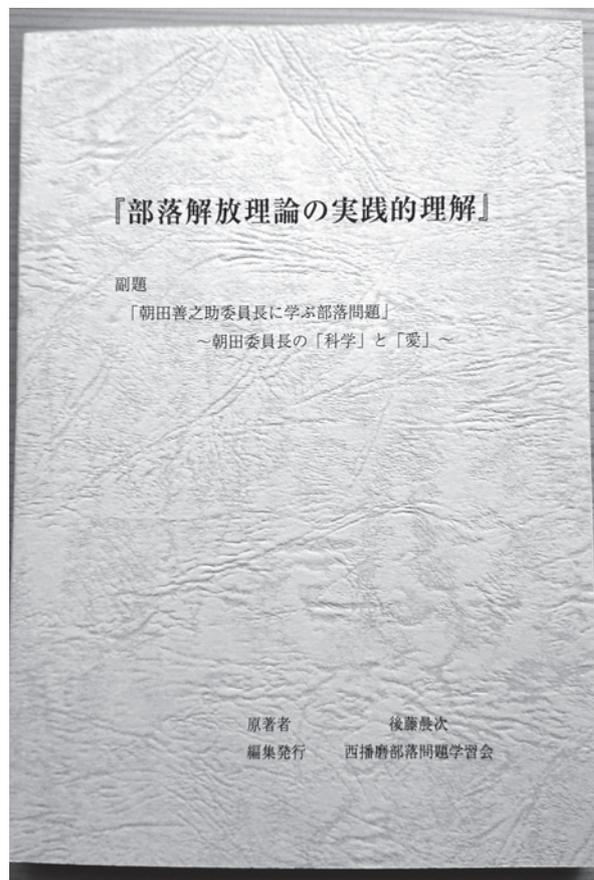
- \* 『部落解放理論の実践的理解』副題「朝田善之助委員長に学ぶ部落問題」～朝田委員長の「科学」と「愛」～（原著者：後藤晨次、編集発行：西播磨部落問題学習会）発刊案内

この図書は、当財団の評議員であり、京都文教大学副学長であった故後藤晨次さん

が、生前『日本的差別の流儀』『部落差別に学ぶ教育論』（共に情報センター出版局）に続いて、部落解放理論の中核となる「3つの命題」を具体的に明らかにしようとした著作でした。諸般の事情で出版が遅れた中で、後藤さんが亡くなられ、陽の目を見ることができなくなっていました。

しかし、その原稿の電子データ等を、後藤さんが尽力して設立に寄与された「西播磨部落問題学習会」の事務局に託されていた経緯もあり、この学習会では、当財団の役員を講師に迎えるなどして、この原稿をテキストに積極的に学習を重ねてきました。今回、その学習結果も踏まえ「註解」を付記して、後藤さんの遺志を尊重しながら、限定自費出版として刊行されることになりました。

この著書は、当財団役員に寄贈いただきましたが、ぜひ賛助会員等にもお読みいただきたいと、この著書を紹介させていただきます。なお当財団では、冊数には限りがありますが、実費価格1冊千円にて、取り扱っています。お問い合わせ下さい。



## 朝田教育財団「賛助金」ご協力のお願い

### 法人の設立趣旨と公益目的事業

朝田教育財団は、差別のない真に豊かな社会を実現するため、朝田 善之助（元 部落解放同盟中央執行委員長）が1981年に設立した財団法人です。次のような目的をもって、公益目的事業を実施しています。

#### 法人の目的

- (1) 部落問題の解決に寄与する意思を有する青少年などの教育を振興する
- (2) 部落問題の研修・啓発・研究を行い、その解決に寄与する

#### 公益目的事業

- (1) **奨学事業【奨学金の貸与、奨学生の学習会】**  
部落出身者または部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、京都府内（京都府出身の場合は京都府外を含む）にある大学院・大学・短期大学などに在学する者に、高等教育の就学を支援する。
- (2) **部落問題に関する研修・啓発・研究事業【同和教育研修会の開催、広報紙の発行】**  
市民、とくに学校教職員、行政職員などを対象に、同和教育・部落問題に関する現在の課題をテーマとして、部落問題の解決への展望を切り開く研修会を開催する。
- (3) **部落問題に関する資料の収集・整備・公開事業**  
朝田 善之助より寄贈された資料（約6万点）を公開しています。現在資料データベースを作成中です。

### 朝田教育財団「賛助金」

これらの趣旨・目的のご理解と「賛助金」（一般寄附金）のご協力をお願い申し上げます。

「賛助金」は、公益目的事業の積極的な発展と拡充を図るための財政的支援、とくに奨学生を育成するために活用させていただきます。

#### 賛助金の額

個人 1口 3,000円 または 任意の額  
法人 1口 50,000円

- ★ 個人の口数は、なるべく2口以上をご協力くださいましたら幸いです。
- ★ 法人・団体の「代表者名」をもって賛助金をご寄附くださいました場合、「個人」寄附として受領することもできます。
- ★ 朝田教育財団の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までです。

#### 送金方法

ゆうちょ銀行 [郵便局] (金融機関コード 9900)  
郵便振替口座  
記号番号 00930-1-241561  
〇九九店 [ゼロキユウキユウ] (店番 099)  
当座預金 口座番号 0241561  
加入者名 朝田教育財団

京都銀行 (金融機関コード 0158)  
銀閣寺支店 (店番 141)  
普通預金 口座番号 3221067  
口座名義 (ザイ) アサダキョウイクザイダン

#### 寄附者への広報・案内

- ★ 広報紙『朝田教育財団だより』年2回の送付
- ★ 朝田教育財団主催「同和教育研修会」の案内
- ★ 朝田教育財団発行『研修・啓発資料』の送付
- ★ 学習・研修の講師派遣の相談、情報の提供 など

### 継続してご支援をお願いします

「ゆうちょ銀行 総合口座通帳」自動払込みをご利用いただきますと継続してご支援させていただきます。

「自動払込利用申込書」をご提出いただきますと、お申し込みいただいた賛助金の金額を所定の期日（1月、7月）に自動的に引き落としさせていただきます（手数料は当法人が負担いたしますので不要です）。詳しくは当法人事務局までお問い合わせください。

賛助金（寄附金）は税控除の対象になります。詳しくは領収書に同封して発送いたします。

## 朝田教育財団 奨学生 2021年度 募集

奨学生の種類	1. 大学院奨学生 2. 大学奨学生 3. 前各号に準ずる奨学生（短期大学生、高等専門学校生など）
奨学金の額	次の1または2の額のうち、いずれかを選択できます。 1. 月額 50,000 円（年額 600,000 円） 2. 月額 80,000 円（年額 960,000 円） ただし、その年度の奨学金予算および採用人数により、奨学金の額を減額して採用を決定することがあります。
貸与期間	原則として、正規の最短修業年限です。
返還方法	貸与終了後の6カ月を経過した翌月から、20年以内に、奨学金の全額を無利息で返還していただきます。
募集人員	（新規採用）若干名
対象者 応募資格	部落出身者 または 部落問題の解決に寄与する意思を有する者で、次の1または2に該当する者 1. 京都府内に（法人本部の）ある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（独立行政法人 高等専門学校 4年生以上）に在学している者 2. 京都府を出身地とする者で、京都府外にある大学院・大学・短期大学・高等専門学校（1に同じ）に在学している者
応募書類	1. 奨学生願書（朝田教育財団所定の様式） 連帯保証人と連署 2. 推薦書（朝田教育財団所定の様式） 大学などの学長、学部長、専攻学科長、指導教授、 高等学校の学校長 もしくは 朝田教育財団役員などによる推薦 3. 在学証明書（または 合格証明書） 4. 部落問題をテーマとする小論文 （2000字以上、A4サイズ原稿用紙 または それに準じた様式） このうち「奨学生願書」「推薦書」は朝田教育財団までご請求ください。
参考図書	『新版 差別と闘いつづけて』 朝田善之助、朝日選書145、朝日新聞出版、1979年
応募締め切り	<b>2021年4月末日</b> なお、募集人員に欠員が生じた場合は、その年度途中であっても応募を受け付けます。詳細はお問い合わせください。
選考方法	第1次：書類審査 第2次：面接審査（2021年5月）
採用通知	<b>2021年6月（予定）</b>

公益財団法人 朝田教育財団 Asada Educational Foundation

606-8417 京都市左京区浄土寺西田町 2 番地

Office Address 2 Nishida-cho, Jyodoji, Sakyo-ku, Kyoto 606-8417, Japan

Website URL <http://www.asada.or.jp>E-mail Address [office@asada.or.jp](mailto:office@asada.or.jp)

Phone 075-751-1171

Fax 075-751-1789